

退職手当規則

01—一般—00012
平成13年4月1日
改正06—一般—00122
平成18年4月1日
改正09—一般—00150
平成21年4月1日
改正13—一般—00147
平成25年5月13日
改正13—一般—00086
平成25年7月1日
改正14—一般—00134
平成26年3月31日
改正15—一般—00480
平成28年1月1日
改正16—一般—00108
平成28年4月1日
改正17—一般—00091
平成29年3月16日

(目的)

第1条 この規則は、職員の退職金に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、定年後再雇用職員、契約職員、派遣員及び臨時事務職員には適用しない。

(支給する場合)

第3条 1年以上勤続した職員が退職したときは、退職金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒解雇された者には、退職金を支給しない。ただし、情状により退職金を減額して支給することがある。

3 理事長の要請に応じて退職し、引き続き国家公務員又は独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の指定する法人の職員となった者には、退職金を支給しない。

4 職員の退職後懲戒解雇に相当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

(受給者)

第4条 職員であった者が死亡しているときは、その者の退職金を労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定により遺族補償を受けるべき者に支給する。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、退職時の資格給の月額に、勤続年数及び退職事由の区分に応じて別表1で定める支給率を乗じて得た額を基礎とし、勤続年数、業務経験年数及び退職事由の区分に応じて別表2で定める業務経験年数係数及び給与規則第14条に定める役職給の支給を受ける役職の区分に応じて別表3で定める役職係数を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。

2 前項の退職事由の区分及びその区分に含まれる場合は、次のとおりとする。

一 法人の都合による場合等

イ 就業規則第9条の規定により退職したとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 日本貿易保険の役員に就任したとき。

ニ 就業規則第12条の規定により解雇されたとき。

ホ 勤続年数が10年以上であり、かつ、50才以上である者で、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職したとき。

二 自己の都合による場合等

イ 自己の都合により退職したとき（前号ホを除く。）。

ロ 休職期間が満了しても復職しないとき。

ハ 就業規則第55条第5号の諭旨退職のとき。

3 前項第一号ホの場合の第1項の適用については、同項中「資格給の月額」とあるのは、「資格給の月額及び資格給の月額に60才と退職の日におけるその者の年令との差の年数一年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(勤続年数の計算)

第6条 勤続年数の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 在職期間のうちに、休職（就業規則第5条第1項第5号の場合を除く。）又は育児休業若しくは介護休業によりすべて勤務しなかった月があったときは、その月数（同項第一号の休職又は育児休業若しくは介護休業の場合にあっては、その月数の2分の1の月数）を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合に、その端数が6月超のときは一年とし、6月以下のときは切り捨てる。

5 国家公務員が国の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、その者の職員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間も含むものとする。

(業務経験年数の計算)

第7条 業務経験年数の計算は、日本貿易保険の職員となる前の業務経験の期間による。

2 前項の規定による業務経験の期間の計算は、前条第2項及び第4項の規定を準用する。

(役職係数の役職)

第8条 役職係数として決定に用いる役職は、日本貿易保険の職員の在職期間の最高役職として1年以上就任していることを要件とする。なお、その要件に満たさない場合は直近下位の役職とする。

(支給時期)

第9条 退職金は、特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から1か月以内にその全額を支給する。

(国家公務員退職者の特例)

第10条 平成21年3月31日までの間に国家公務員が退職し、国から退職手当の支給を受け、その退職後直ちに日本貿易保険の職員となった場合の第6条の規定による勤続年数の計算においては、その者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間も含むものとし、その者の業務経験年数係数は1とする。

2 前項に規定する者の退職金の額は、第5条第1項の規定により算定した額からその者が国から支給を受けた退職手当の額を除算した額とする。この場合において、国から支給を受けた退職金の額が同条第1項の規定により算定した額を超えるときは、退職金を支給しないものとする。

(特別慰労金)

第11条 職員が死亡又は傷病により退職した場合であって、特に必要と認めるときは特別慰労金を支給することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 平成18年3月31日に在職する職員について、平成18年3月31日に退職した場合の退職事由別退職金の額が、改正後の規則第5条の規定により平成18年4月1日に退職した場合の退職事由別退職金の額を上回っている場合は、その差額を退職金の調整額とし、次項によりその計算した額を加算する。

2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間についての退職については、前項の規定による退職金の調整額全額を改正後の規則第5条の規定により計算した退職金の額に加算する。平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間についての退職については、前項の規定による退職金の調整額を平成24年4月1日より1年経過するたびに百分の二十に相当する額を減額した修正調整額を改正後の規則第5条の規定により計算した退職金の額に加算する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第5条第1項の規定の適用については、「100分の87」とあるのは、平成25年6月1日～同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成29年3月16日から実施する。

<別表 1>

支給率

勤続年数	法人都合退職	自己都合退職
1	1.50	1.00
2	2.30	1.40
3	3.00	1.80
4	3.90	2.20
5	4.70	3.20
6	5.80	3.90
7	6.90	4.60
8	8.20	5.40
9	9.40	6.10
10	10.90	7.50
11	11.70	8.40
12	13.70	9.60
13	14.20	9.70
14	15.40	10.50
15	17.00	11.30
16	18.80	12.30
17	20.70	13.40
18	22.70	14.70
19	24.40	17.70
20	27.40	20.00
21	29.70	21.60
22	31.90	23.10
23	34.30	24.60
24	36.70	32.40
25	39.80	34.30
26	48.00	36.40
27	51.10	38.80
28	54.10	41.00
29	57.00	43.20
30	60.10	45.50
31	63.40	48.00
32	66.10	50.10
33	68.70	52.00
34	70.50	53.40
35	70.50	54.90
36	70.50	56.30
37	70.50	57.70
38	70.50	59.10
39	70.50	59.10
40	70.50	59.10
41	70.50	59.10
42	70.50	59.10

<別表 3>

役職係数

参事	1.30
部長 支店長 総括参事役	1.25
次長 室長 上席参事役	1.19
グループ長 参事役 審議役	1.15
審査役 チーム長	1.11

上記に掲げる役職以外の役職係数は1とする。